

★ 延岡市版 ★

令和5年度 移住支援金について

国制度分	対象者	移住前都道府県	東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）
		移住後 (R4 変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングサイトにおける対象事業所就業 ・プロフェッショナル人材事業等を利用した就業 ・自己の意思によるテレワーク ・市町村が認める関係人口 ・地域課題解決型起業
	支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯100万円 (18歳未満の世帯員一人につき100万円加算、人数制限なし) ・単身60万円 	
県制度分	対象者	移住前都道府県	国制度分の対象とならない 東京圏、名古屋圏、大阪圏、福岡県 ※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
		移住後 (R4 変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングサイトにおける対象事業所就業 ・プロフェッショナル人材事業等を利用した就業 ・自己の意思によるテレワーク ・市町村が認める関係人口 ・地域課題解決型起業 ・人材確保支援策を活用した個人事業者への就職 ・市町村長承認起業 ・人材確保支援策を活用した自営農林漁業就業 ・事業承継
	支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯100万円 (18歳未満の世帯員一人につき100万円加算、人数制限なし) ・単身60万円（※このうち、市が独自に30万円上乘せ） 	
市制度分	対象者	移住前都道府県	県制度分の対象とならない県外
		移住後	県制度分と同様（「市町村が認める関係人口」を除く。）
	支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯100万円 (18歳未満世帯員の加算なし) ・単身60万円 	